

「新たな備えサポート隊 in 松山」実行委員会
規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、名称を「新たな備えサポート隊 in 松山」実行委員会とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を「松山市美沢1丁目9-1」(DCM株式会社 事務所内)に置く。

2 事務所は委員長の所属する団体の指定する場所に置くことができるものとする。

(目的)

第3条 本会は、近年、災害が大規模化・多発化するなかで、地域住民における「新たな備え」の準備や「要支援世帯への訪問」による支援を通じて、松山市と相互に連携のうえ、地域防災支援を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「新たな備えサポート隊 in 松山」の企画・運営に関する事項。
- (2) 松山市内での「新たな備え」の啓発に関する事項。
- (3) 「新たな備えサポート隊」の育成・登録に関する事項。
- (4) 「新たな備えサポート隊」の派遣により、災害への備えを希望する世帯の決定に関する事項。
- (5) 本会の団体会員、役員、予算及び決算に関する事項。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

第2章 組織

(団体会員)

第5条 本会はこの規約を遵守の上、本会の事業活動に賛同して入会する団体会員によって構成される。新たな団体会員の加入については、別途定める入退会規程に基づいて入退会の手続を行う。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 監事 1人

(役員を選任)

第7条 本会の役員は、委員会において選任する。

(職務)

第8条 委員長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務を統括する。
- 4 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は1年とするが、再任は妨げない。なお、委員長は役員等に特別な事情が生じたとき及び委員会の運営に不相当と判断した場合、委員会の承認を得たうえでその職を解任することができる。

第3章 運営

(会議)

第10条 本会の運営は、委員会での審議によって運営する。委員会は団体委員をもって構成し、委員長が招集し、委員長が指名する者がその議長となる。

- 2 委員会は次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 規約の制定及び改廃
 - (4) 本会への入会及び退会
 - (5) 役員を選任及び解任
 - (6) 事業の運営に関する事
 - (7) 解散
 - (8) その他、重要な意思決定に関する事

(委員会の成立)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会及び議決することができない。ただし、委員会に出席できない者はあらかじめ通知された事項について、代理人にその事項を委任することができる。

(議決)

第12条 委員会の議決は、出席者（代理人にその権限を委任した者も含む）の過半数以上で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置くものとする。

第4章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 協賛金
 - (2) 補助金・助成金
 - (3) その他の収入
- 2 本会の会計は、事務局長の所属する団体で管理する。
 - 3 本会の会計に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業報告、決算)

第17条 委員長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て委員会の承認を得なければならない。

第5章 解散

(解散)

第18条 本会は、第3条に掲げた目的が達成され、事業報告を行った後に委員会の議決により解散することができる。

第6章 補則

(その他必要な事項)

第19条 この規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この規約は、2022年6月1日から施行する。

以上